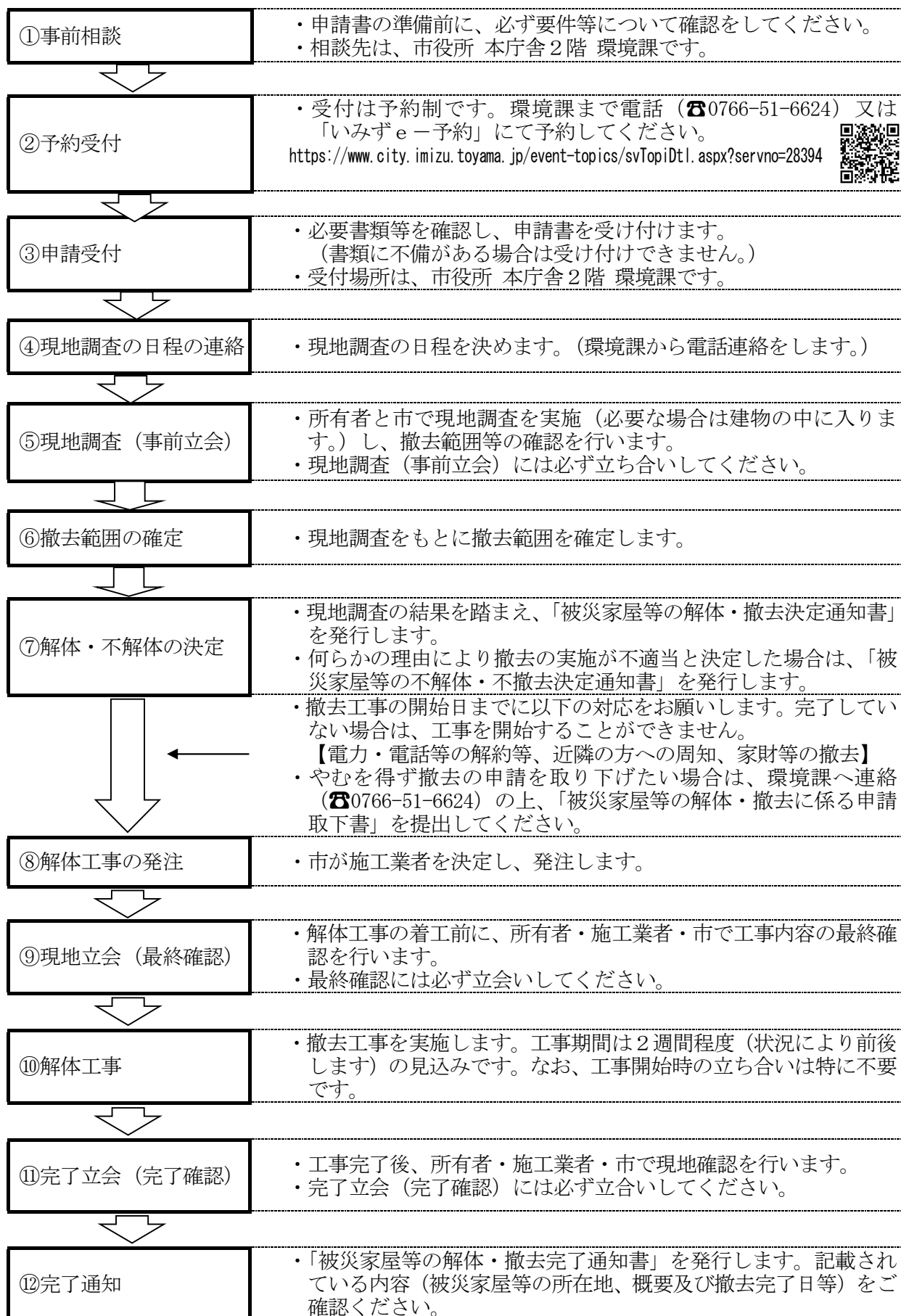


### 受付に必要な申請様式等【公費解体】

	No.	提出書類	備考
必ず提出する書類	1	被災家屋等の解体及び撤去申請書	様式第1号
	2	被災家屋等の解体及び撤去に係る誓約書兼同意書	様式第8号
	3	罹災証明書等の写し	課税課で発行
	4	本人確認ができる書類の写し（運転免許証等）	法人の場合は、法人の登記事項証明書
	5	印鑑登録証明書	市民課で発行 法人の場合は印鑑証明書（法務局で発行）
	6	被災家屋等（工作物を除く。）の登記事項証明書	法務局高岡支局で交付。登記されていない場合は固定資産評価証明書、その他被災家屋等（工作物を除く。）の所有者であることを証する書類
	7	被災家屋等の配置図	様式第9号
	8	被災家屋等の現況写真（印刷したもの。パソコンからA4版用紙に印刷したものでも可）	被災家屋等の全景が写ったもの（解体及び撤去する対象が特定できるもの）
場合によって提出する書類	9	「委任状」及び代理人（受任者）の本人確認ができる書類の写し（運転免許証等）	様式第10号 代理人が申請する場合
	10	共有者全員の「被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（共有者・相続人）」及び印鑑登録証明書	様式第11号 被災家屋等が共有である場合（被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合）
	11	賃借人全員の「被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（関係権利者）」	様式第12号 賃借人等権利者がいるの場合
	12	被災家屋等を差押えた債権者（本市を除く。）や抵当権者等関係権利者全員の「被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（関係権利者）」及び印鑑登録証明書	様式第12号 被災家屋等に抵当権や差押え等の権利設定がある場合
	13	遺産分割協議書、公正証書遺言又は相続人全員の「被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（共有者・相続人）」、被災家屋等の所有者が死亡していることが分かる書類、相続人全員の印鑑登録証明書（公正証書遺言を提出する場合を除く。）及び戸籍謄本その他の相続人を確認することができる書類	様式第11号 被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合
	14	遺産分割調停調書又は遺産分割審判所及び審判確定証明書	被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合において、遺産分割に係る調停が成立し、又は審判が確定しているとき
	15	その他市長が必要があると認める書類	同意書（隣接地権者等）等

## 受付から撤去までの流れ【公費解体】



## 撤去前に必要な電力、電話、水道、ガス等の諸手続きについて【公費解体】

撤去前に下記の解約手続き等を行ってください。

解約手続き等が終わっていない場合は、工事に着手できません。

### 【電力・電話等】ご契約されている電気・電話事業者にご確認ください。

電気メーターと引込線の撤去が必要です。電気事業者に「電気メーター及び引込線の撤去」、電話事業者に「電話線の撤去」を依頼し、撤去しておいてください。

インターネット回線や光ケーブル等の有線回線も、すべて同様に撤去しておいてください。

(※ 費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)

### 【ガス】ご契約されている事業者にご確認ください。

プロパンガスを使用している方は、プロパンガスの撤去が必要です。ご契約されている事業者に依頼してください。

(※ 費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)

### 【水道】射水市上下水道お客様センター

(☎0766-84-9642 / ☎0766-84-9643)

水道メーターの撤去等はお電話で受け付けています。

(※ 費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)

### 【灯油】取扱い店又は専門業者にお問い合わせください。

撤去工事が始まる前までに、灯油の処分をお願いします。

詳細については、取扱い店又は専門業者にお問い合わせください。

(※ 費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)

### 【浄化槽・汲取り便槽】

撤去工事が始まる前までに、浄化槽の最終清掃や最終汲取りを事業者に依頼してください。

(※ 費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)

### 【エアコン・室外機】

エアコンが設置されている場合は、フロンガスの処理を含め、事業者に撤去を依頼してしてください。

(※ 費用が生じる場合は、依頼者の負担となります。)